

改正	2008年3月13日	2009年4月1日
	2013年2月28日	2015年2月26日
	2016年2月25日	2024年11月21日

(目的)

- 同志社大学（以下「本学」という。）は、本学の学部、研究科、研究所、センター及び研究センター群（以下「部科」という。）に所属する教職員・大学院学生等の研究者及び研究プロジェクトが生成した電子的形態の研究成果・教育資源等（以下「学術コンテンツ」という。）を目録情報（メタデータ）と共に、同志社大学学術リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）に一元的に収集、蓄積及び保存する。それらの学術コンテンツを無償でネットワークを通じて世界に向けて情報発信を行う。

(運用体制)

- リポジトリの運用体制は以下のとおりとする。

(1) 学術コンテンツの収集支援

研究開発推進機構、教務部、図書館

(2) 学術コンテンツの登録支援とリポジトリシステムの維持管理

図書館

(登録対象)

- リポジトリに登録する学術コンテンツは次の要件を満たすものとする。

(1) 本学に関わる学術コンテンツで以下のいずれかに該当すること

ア 部科又は本学に基盤を持つ学会・研究会等が発行した紀要等刊行物

イ 本学が博士学位を授与した学位論文

ウ 学術雑誌等に掲載された査読済み研究論文

エ 部科が発行した広報資料

オ 部科が本学に関わる学術コンテンツとして認定し、図書館長が適当と認めたもの

カ その他図書館長が適当と認めたもの

(2) 電子ファイルで作成され、ネットワークを通じて配信できること

(3) 知的財産権や著作権に係る法令を遵守していること

(4) 公序良俗に反するものではなく、社会通念及び情報セキュリティ上問題がないこと

(登録者)

- リポジトリに学術コンテンツを登録できる者（以下「登録者」という。）は以下のとおりとする。

(1) 本学に在籍する、又は在籍したことのある教職員及び大学院学生

(2) 本学において博士学位を授与された者

(3) その他図書館長が特に認めた者

(登録者の責務)

- リポジトリの登録に係る責務は以下のとおりとする。

(1) 登録する学術コンテンツが既に出版されている場合の著作権処理については、登録者が行うこと

(2) 登録された学術コンテンツの内容は、登録者が責任を負うこと

(公開の解除)

- リポジトリに登録した学術コンテンツの削除については、以下の場合に認めることとする。

(1) 登録者が学術コンテンツの削除を申請したもの

(2) 図書館長が、リポジトリに登録する上で不適切と判断したもの

(免責事項)

- 学術コンテンツの登録・公開、又は利用によって生じた損害・不利益について、本学は一切の責任を負わない。

(事務)

8 この要綱に関する事務は、図書館学術情報課が取り扱う。

(改廃)

9 この要綱の改廃は、全学学術資料政策会議の審議を経て、学長が決定する。

附 則

1 3(1)ウについては、競争的研究費による研究論文を優先して登録する。

2 この要綱は、2025年4月1日から施行する。